

# 青森県報

第七百六十二号

令和六年  
五月十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

○ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定	がらん生活習慣病対策課	一
○ 救急病院の設置	(医療業務課)	一
○ 特定行為業務の登録	(高齢福祉保険課)	二
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(福祉課)	二
○ 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所支援事業の廃止の届出	(同)	二
○ 家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○ 保安林の指定	(林政課)	三
○ 漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(水産振興課)	三
○ 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(防災危機管理課)	三
○ 建設業者の許可の取消し	(東青地域局)	四
○ 右	(同)	四
○ 右	(同)	四
○ 右	(西(北)地域局)	五
○ 右	(同)	五
出先機関	(同)	五

## 告

## 示

- 土地改良事業の工事の完了……………(東青地域局) ……五
- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域局) ……五
- 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……六

### 青森県告示第二百十六号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションほのか	弘前市大字泉野五丁目六の七	令和六・四・三

### 青森県告示第二百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 限

あおもり協立病院

青森市東大野二丁目一の一〇

令和九年五月十八日

青森県告示第三百十八号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	〇二〇〇一三四一	登録年月日	令和六・五・七	氏名又は名称	医療法人 顕仁会	住所	むつ市中央一丁目一	事業名称	老人保健施設 パールセンター	所在地	むつ市中央一丁目一	業務開始年月日	令和六・六・一	備考	介護老人保健施設
------	----------	-------	---------	--------	----------	----	-----------	------	----------------	-----	-----------	---------	---------	----	----------

青森県告示第三百十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	米山 高弘	勤務する病院等	つがる西北五 広域連合つがる 総合病院	診療科目	泌尿器科（ぼうこう 機能障害、じん臓機 能障害）	指定期日	令和六・五・一
	名		木町一三		所在地		五所川原市字岩 木町一二の三

青森県告示第三百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十五第二号の規定により公示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	廃止年月日
特定非常利活動法人 夢	名前	三戸郡階上町蒼前東一丁目九の一七九四	保育所等訪問支援	アプリーレ	令和六・六・一
	所在地	三戸郡階上町蒼前東一丁目九の三二〇七			

青森県告示第三百二十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨーネ病	牛	患者	一	十和田市	令和六・四・三〇

青森県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 保安林の所在場所

東津軽郡外ヶ浜町字平館門の沢一九六、一九七の一、一九七の二、一九八、一九九の三、一九九の五、二〇六、二〇九、二二二、字平館長屋形一の六

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び外ヶ浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百二十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

二の表佐井村第五区域の項を次のように改める。

佐井村第五区域 佐井村漁業協同組合の地区のうち、大字佐井字糠森、字古佐井、字大佐井、字矢越、字古佐井川目、字大佐井川目、字湯ノ川越及び字八幡堂の区域	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業、小型定置漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行う漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業
---	---

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 特定役務の名称及び数量

令和六年度青森県総合防災情報システム運用保守業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県危機管理局防災危機管理課

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和六年三月二十八日

五 契約の相手方の名称及び住所

東日本電信電話株式会社

東京都新宿区西新宿三丁目一九の二

六 契約金額

三千六百六十三万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社森の風工房

二 代表者の氏名 藤本淳

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干一七八の三

四 許可番号 青森県知事許可（般一五）第一〇〇六八五号

五 取消年月日 令和六年四月十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 美加美興業株式会社

二 代表者の氏名 三上アキエ

三 主たる営業所の所在地 青森市大字矢田前字浅井一五

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一四五〇号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年四月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社小笠原興業

二 代表者の氏名 小笠原みづほ

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浅虫字内野五三の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般一四）第一〇〇九七四号

五 取消年月日 令和六年四月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年三月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社乳井建設
- 二 代表者の氏名 乳井秀子
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町森田月見野一四三の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第一一四七九号
- 五 取消年月日 令和六年四月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和六年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社乳井建設

二 代表者の氏名 乳井秀子

三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町森田月見野一四三の二

四 許可番号 青森県知事許可（特一三）第一一四七九号

五 取消年月日 令和六年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年二月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
上野	経営体育成基盤整備事業	令和四・三・〇〇
山本	経営体育成基盤整備事業	五・六・九

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を令和六年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年五月十七日

中南地域県民局長 雪 森 正 三

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
沼頭	ため池等整備事業（ため池整備）	令和五・三・三
青女子堰	農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型）	六・三・二七

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭